

推薦区域と緩衝地帯の境界修正に関する考え方（案）

1. 推薦区域

OUV 及び完全性について、登録時の状況が将来にわたって維持・強化されるよう担保されている地域。本候補地においては、原則として、原生的な自然環境の維持と厳格な行為規制等を伴う以下を対象としており、その方針は変更しない。

- ・ 国立公園 特別保護地区、第 1 種特別地域
- ・ 森林生態系保護地域 保存地区

境界修正に関する考え方

- ・ 北部訓練場の返還地の一部について、国立公園及び森林生態系保護地域に設定。これらの保護地域の設定に応じて推薦区域及び緩衝地帯への編入を行う。
- ・ 小規模な構成要素については、クライテリアの基準を踏まえた当該資産の重要性を示す構成要素として確保されているかを再度検討するとともに、近くの大きな要素に、長期的な保護を担保するという観点での連結が可能かを検討する。連結できなかった場合は、IUCN からの指摘を踏まえ推薦地から除外（緩衝地帯への編入）する。
- ・ 西表島の北部・北西部の河川について、推薦区域への一部編入を検討する。
- ・ 上記に加え、推薦区域の境界の一部は不適切という指摘があることから、歪な境界については見直しを行う。

2. 緩衝地帯

推薦する資産の効果的な保護を目的として、法的又は慣習的手法によって、補完的な利用・開発規制を行うために設けられる、もう 1 つの保護の網と位置づけられている。本候補地では、以下の通り整理されている。

- ・ 主な産業活動として農業、林業、観光業等が営まれており、推薦区域に対して直接的に影響を与えないような持続可能な方法がとられ、世界自然遺産地域と住民生活との共存を図る地域。
- ・ 推薦区域の形状・広がり・配置や、固有種・希少種の特長（例：自然地域と人為的に維持管理された二次的環境の双方に出現する等）を踏まえ、推薦区域の保護担保や保全対策を補完する地域。

（平成 28 年度科学委員会資料から抜粋）

境界修正に関する考え方

- ・ OUV の主要な構成要素となる希少種等の生息・生育環境の保全を補完するとともに、自然環境の保全と住民生活との共存を図る地域として、必要な行為規制等を伴

う以下の対象を中心に検討。なお、行為規制を整理する中で、従来の保護の網に加え、追加的な基準を設定することを検討したい。

- ・ 国立公園 第2種特別地域（既存）
- ・ 森林生態系保護地域 保全利用地区（既存）
- ・ 推薦区域に隣接する、国有林又は第3種特別地域であり、かつ生物多様性に配慮した森林管理^{※1}が行うことが合意されている区域（新規追加）

※1 国有林及び第3種特別地域により開発行為の規制を行うとともに、生物多様性に配慮した森林施業^{※2}の調整、外来種対策や希少種保全の取組、モニタリング調査を行う区域

※2 生物多様性に配慮した森林施業とは、例えば、皆伐による森林施業を行う場合、皆伐面積の制限、標準・長伐期、保護樹帯の設置、希少種への配慮等を伴うもの。

- ・ 緩衝地帯の境界の一部は不適切という指摘があることから、その機能を十分に果たせるよう、歪な境界については見直しを行う。

3. 周辺地域

推薦地に加え、推薦地の顕著な普遍的価値を維持するため、緩衝地帯及びその周辺地域を含めた地域を包括的管理計画の計画対象区域としている。「周辺地域」については、管理計画において以下の通り整理されている。

- ・ 推薦地や緩衝地帯の周辺地域（必要に応じ、周辺の航路等も含む）
 - ・ 法的または慣習的手法等による保全・管理、持続的な利用、遺産地域の保全に係る普及啓発等をはじめとし、資産を維持又は強化するため若しくは資産の保全・管理上必要な取組を実施する地域。これらについては、広域的な取組が必要であることから、奄美大島、徳之島、沖縄島北部については、関係する市町村の行政区を、西表島については、島全体を基本として、周辺地域を設定する。
- （「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画」から抜粋）

境界修正に関する考え方

- ・ 境界修正は行わないが、管理計画に設けられた「周辺地域」について、次回提出の推薦書に明確に図示するとともに、周辺地域の役割や取組内容についても追記し、遺産の価値への悪影響を最小限に抑えるよう補完的なサポートを行うエリアとして打ち出す。